

童蒙在草

二編

四

不

号

書 雜

啟冊

雜
九

五

學 縣 滋
校 中 賀

159.5

509

Vol 4

福澤諭吉譯

養生家としての学二編

明治五年
壬申季秋

尚古堂發兌



養生を一人草卷の四

第十九章他人の天然の通義不純き誠を盡す事

福澤諭吉 譯

人の在るは天の道に従ひ其身と心とを自由自在に
もたさざるの理有りこそを人の通義といふ他人を對して失
禮なるは其を去る他を害す事あり故に己の私利私欲の
より小事を亦も差支ることあり又其の太平を害する
ことあり亦も亦も我思のより小事を考へ我思のより我言
筆を撰むるも是亦差支ることあり故に他人を以て我



事はしるるを為す或は物事不害を為さるる人を測りて我に
 不従むし我心を以て其人の身を制し當人をしめて思ひの
 事しふ事を為さしめを思のよりふ事を考へしめさかハ大
 なる乱暴おて其人の通義を害さるの甚だしきものもつふ
 べし其こも凶害をるの罪ハ當人ハ地面を奪ひて其金を
 盗む不異ふることふし

い 佛蘭西お於ておやけりの事

一國の君たる者或ハ其國の貴族等ハ同類の人お對して威
 權あるものゆゑ此威權を以て事を行ふおハ依怙最負の沙
 汰おくして總使を主とし自分の力お及ぶたけハ下々の者

の都合より中お心を以て若し然らざれば上た方者お
 心得違はるる多しお恐るしき變を生むるものあり元末下々
 の民百姓ハ國の政事正しくして慈悲深くさへおもはるる
 上お従ふ者おさども不正を以て無理お押付んとさるる多し
 ハ恐るしき人情おありて其害をおもこと測る可らむ十三
 百年代佛蘭西おおやけりの師として百姓一揆の起るたるも
 此一例ありしとるをこつととひへる人この始末を記し
 たることあり今其記事を左お掲てこ色を示す
 おやけりとは佛蘭西おはりし百姓一揆の名ありこの名の
 起るし由來は同國おて貴族の輩百姓どもを戦しめ朝まで

おやく本のむとのひひしりこの一揆をもおやけりの師
 唱ふるありおやく本のむとのハ結構人の三太郎といふ如
 き人を馬鹿ふしたる言葉ありおもく此一揆騷動の源ハ佛
 蘭西の貴族等年来百姓どもを無理お押付けこをを耻しめ
 三才苦しめこも無禮を加へしり始りたるあり元来
 佛蘭西の貴族等ハ百姓どもを見てこをを同類の人間と思
 へも自分より一段下りたる者として百姓の自体も其家
 蔵自代も上たる者の思のすくお取扱ひ生々も殺をも興
 ふるも奪ふも我勝手次第ありと心得て我儘を働くり風ふ
 せに下々の民百姓ハ依りもがる所なく唯國王を頼りして

ころろお艱苦を忍び居るをりをあり此時丁度佛蘭西と英
 吉利との戦争ハ佛蘭西敗北して國王も生捕とありしお付
 てハ國中の騷動一方ありを然るハ貴族等ハこの騷亂の世
 不在て却てよく增長し傍若無人憚る所もふくして威權
 を振ひ或ハ酒ハ酩酊して領分ハ百姓を苦しむるふとの惡
 行ハ及びしハ百姓共もいよく望を失ひ盡して最早前後
 も顔もを乱を思ふの心を生ぜり身ハ飢寒の苦界ハ陥りて
 貴族の榮耀榮花を觀るハ怒お堪へども乃ち農家ハ有合ハ鐵
 鎧を携へ斧鉞を提げて數萬の百姓群集し國中の貴族等
 を残らむ伐ち平げんとて意を決したる勢ハさも恐ろしき

有様あり

夫の一揆、鬼々方々お起りて、遠く一國中の騷動お及り、愚民の一揆、古より其例少かり、上の悪政お窮りも、一時ふきの節を破ち、たは乱妨狼藉至らざる、斯ふ一無知文盲の民お、珍らしかり、地振舞ふも、更ふとも、浅怪しむ不足らむ、無数の群民雲の如く、集る蜂の如く起り、火を放て、貴族の家を焼き、其門を破り、其城を破ち、其妻子を引出して、こも浅あかり、殺しお、ち等慈悲ふきり、亦甚だしと、ひふく、其勢ひ恰も首の鎖を解たる、病犬の如くお、しを義理の何者たるを知らざる、人情の何事たるを解へざるあり

右の如く一揆の害お、恐るべきものなれども、其本を尋せば、上より無理を以て下を押付けらむ、伏無學文盲お、陥つたるお、由り一旦其締を破りし、たは亦人間の情合を知らむ、して斯う乱妨を働くことなれ、はつあがら一揆の者を咎るお、足らむ、其實ハ悪政の罪あり

ろとをまをくらあくをんの事

英吉利の領分あり、西印度の地お、八年來亞非利加洲より、黒奴を買入るも、これを「色むり」と名け、其當人の生涯ハ勿論子孫までも買切りの奉公人と爲りて、其取扱ひ牛馬お、異あらず、毎年この黒奴を船お、横越し、西印度お、て賣買をること、幾

千人といふかどの數なきとも古より仕來ふて世間の人
もこそ小慣も千七百八十五年の頃までハ怪む者もあかり
しハ同年英吉利の國かんよりトの大學校お於て學校の書
生小文章を作らしめ其出來のよれものハ褒美を與ふべ
しとて先生より題を出せしことあり其題ハ人を強て是も
いふと爲るハ理小當きるや否との問ありとを答むくらも
くそ人ハ此時學校寄宿の書生ふもバ力を盡し其文を綴
て學校の褒美を得たりこの文章を公け小吹聴せし翌日同
人ハ馬に乗てかんよりトより「あんどん」へ行きて途中
始終この文章のことを考へ何れ心配の様子ふて道もてか

そとを遼小馬より下りて路の傍に坐し躬か多氣を轉して
思ふに我文章の趣意も或ハ道理小成りしからんと強て説
を爲さんとともに一心小定りたり見識の見バ如何しと
もニ歩級變ぢてわさをきせは年來亞非利加の人を慈悲ふ
く取扱ひしハ英吉利人の罪小相違もあつてもこの上ハ世間
一般の人をして活たか眼を開りしりこの一条小付き正し
き義理を知らしめざる可らもこハ人間の大事故を此
中をかなをしる者ハ主人小著し取敢て彼の文章を出版せ
しハ今ニ見えて心を動かす者も多かりしあせとも當人

いふ事で罰なく被害不遭もんとせしむる数度不及び一かど
の二かふきともてあらむをんハ其一心不決断せし趣意を
成るる三かふくして遂に千八百七年に至り英吉利議事院
の評議亦てをいふの商賣を禁むとの命を下すに至る
實ハ天下の一大事件といふべし若し其の時より二十年
以前ハこの事をいふか非し語る者皆以て愚人ともいふも
任天としかいふべき苦ありん
英吉利亦てをいふの商賣を禁むたるハ利他の政羅巴の
國々亦ても其例不倣ひ數年の間不啻禁制の命を下し千人
百主千四年に至り英吉利亦てハ政府より二千萬不人との

金を出して諸方不ゆる預分りてをいふを咬らむ身受して
こま儀召使ふことを禁むたり實ハ此一条ハ人の不幸を救
ひ大仕事あるとも其源を尋むハ唯一人の仁心より出で
一ことあり世のたり不我一身を委ねて九人の企て及ぶ可
らざる所の功業を成したるハ人を愛し理を重んずるの心
深切ありといふべし

第二十章職分不就き誠を盡す事

金ふても品物不ても人の物を貰ひ其代として先方の家の
用を達せり又ハ其田地を耕せり又ハ其店細工場等不て
仕事せり又ハ其人の病を介抱せり又ハ其人の名代と

ありて公事訴訟の場所不出るゝあどこのことを約束もかりに
先方の主人八周より我を信し心は是等の事をよめたり
お為もあつんとて我お事を任せたり者あり然も其金の
しを取て勤むべきの職分を勤めざるハ主人の目を掠て不
正の金を取るもよふものおて其罪ハ人をたよりて金を盗
むも異あつを鷹へハ今こゝ小人より他の家お雇もきて一
日お干時の間いさらば何程々の賃銀を取らん一と約束し
て一時の間怠かりきハこの人ハ約束の賃銀十分の一を盗
む者もよふて可なり
他へおたりお事を為し身的面目を失ふことおわらん

あつて信實をつくり心を周ひて職を所るもよく其事を成
まざる可ら時を以て定めたる仕事おらば其仕事の間ハ
假令ひ一分時なるとも無益お時刻を費するわら
又この國お居てハ世間一般のためお盡るべき職分あり
の職分を勤るお餘ても信實を盡るべきハ人々相對し又請
合ひし仕事お於けを好くふるべき即ち其職分ハ國の
政事を評議も役人を人材も推舉するもあり斯る役
人を撰ぶるハよく其人物を察して役義不相應もなき者
を考へ唯この一事お心を用ひて議事院の評議役等ハ唯
一國のためを重んじて事を為すべき者あり裁判所の役人

ハ一國中の人々との間、正しき理を行はせしめんとす
 者あり、何れも重き杖、義の者ふせば、こも我推舉もる、小ハ
 人を恐るゝこともあく、或ハ又私小人を、最賈もることもあ
 く、世間一般のため、小信実を盡して、我職分を勤むきあり
 或ハ又友達かど、我小相談もることもあく、信實我心不於て
 其人のため、小宜しかるべきと思ふことも、我差圖もる、或ハ
 又其友達ふる者人を用ひて、事を仕せんとして、其人の人物如
 何とて、我小聞合もることもあく、信實不我知、所を告げざ
 る人、かど若しも、我氣力弱くして、其人の怒らることを恐
 る人物の宜しかりをともハ、知りあがらざるも、我進むこともあく

はこも友達を欺くといふものあり、こもがため、友達ハ、
 き人物を用ひて、又この人、小欺か、と害を蒙る、こも是だ、
 らへ、故、小斯る場合、小臨む、小假令、心、小苦、
 の人、小對して、氣の毒ふるも、勇氣を振ひ、堪へ、悲び、
 小信實を話もる、きあり

◎ 盲人と犬との事

手より、目が見へざり、難於者ハ、乞食して、世を渡り、小大を
 道の案内、小用ゝることあり、其仕方ハ、綱、小て、犬を繫ぎ、其綱を
 手、小執り、て、犬の行く方、小従ひ、四け、バ、犬の目、小て、り、路、
 導き、水、小落も、こと、か、ま、く、崖、より、轉ぶ、こと、も、あ、く、怪、我、の、心

配りさきあり或時羅馬の都小盲人の乞食行つて犬小引
かきて往來せしやこの犬ハ珍らしき知恵ありて且主人
のため小深切をつくり正し物さざる様子を絶つて不
し盲人ハ一七日の間ハ一度もや同し所を隔り得るの家
の門を立てて報謝を乞ふの旨ありしや犬ハ既小其路を心得
て案内を爲し報謝を絶ちくしとあしき家へハ軒別小立
寄り盲人の報謝を乞ふ間ハ其小主人小休居て其家より
報謝を與ふる状或ハこせ候断ると死ハ乃ち立て又次の家
小行き報謝を行つこと前如し或ハ其家より小銭小板
け與ふる事候ハ盲人小ハこせ候探ると出来さども犬

ハ決して其錢を見失ふことかく是を口小加へて主人の手
小持ち冠ものの中ハ一度も誤ること小或ハ家の窓
よりその人の欠らを投げ與ることあり此犬も我家にて同
し是十分の養を受し者あかねハ畜類の持前小是を食ふ
べき筈ふる小決して然を假令ハ飢て腹ハ空くとも主人は
と與る者小可さば唯一切の食物も口小つけし事あり
への心正しくして其行状の慥なることとの犬め如くあり
ハ夫小譽むべきことあり

將軍わしんと人の事

亞米利加合衆國の大統領わしんと一人の友達ありと

の人もわーんとんと共に出陣して英吉利の兵と戦ひ太平
の後も日不わーんとんの家不出へして格別の親友あり
が先求氣前より人物小てさしでがましくもかく人相ハ何
とぞも事を為さくさ才氣小ハちと乏しき方あり此時小當
りより其明後有りて大統領より其役人を申付べき苦あり
ハ諸人の思ふに彼の人物こそ國のため小軍功も有り大
統領とハ格別の間柄小て統領のこを任用ひんとをるハ勿
論のこととふもハ此度の役義を蒙る小於て必むむかひき
こりハ何れもよりとて心の内小待ち構へざる者あり
然る典ふ又この役義不就かんとをる者一人有りこの人ハ

格別の人物小て才氣小ハ申分ふと雖ども國の政事向の
こと小付照てわーんとんの議論小合らる大統領のため小
功を表したることもなく却て統領の爲を事を妨げんとせ
しむとの次第小て大統領小親しき者をも皆この人とハ
不和ふもハ諸人も其役義小就くことハ速も覺束ふと思
ひしが皇國らんこの度の役を命ぜりもたる者ハ大統領の
友小何れもせして其敵あり
この事小就き最初より氣をもみよる者有りてわーんとん
の許小至り此度の役を命したるハ不都合ありとの趣を迷
べしハ大統領の答小云く余が朋友ハ余が心を以て交る

あり其人ハ余ガ家ホ来りてくるるにあり余ガ心ホ對
 てあくるるにあり然もども其人物を察するハ性質美あり
 と雖ども事ヲ爲まへき男ホ事ヲ一方の人ハ政事向の議
 論ホ於て余ガ敵ホもども余ガ私の心を以てこも然如何と
 もも人ホたを余ハあつてトわしんと人ホ事ヲを以て合衆
 國の大統領ありあつてトわしんと人の私を以てハ初
 の人ホ對一力を盡して深切を表をへけきども合衆國大統
 領の身ホてハ志を如何ともも人ホたをさるありと

は捌きの役人がもこい人の事

英吉利王第四世のりの子なるをうるまの君ハ理非の分

別ホさ人ホハ何れもさきども性質短氣ホして其交る所者
 ハ何れも宜しからざる人物あり或時この王子の友達ホ罪
 を犯者ありて裁判所へ引出だきも捌きの役人がもこい
 人の前ホて仕置の申渡しりりけしハ王子ハ固よりこの者
 を救てんとするの心切ある由りこの申渡しを聞て怒る
 こと甚だしく場町柄をも辨へて裁判所の席ホて捌きの役
 人ヲ打擲せりこの振舞の乱暴あるハ固よりいふべきもあ
 きことホさきども王子の身分とつひ殊ホ其父君ハ現ホ國王
 ホさバ誰れこもを恐る憚りもざる者りらんよのつねの人
 あつて必を王子の罪を得ることホさき答あきどもがもこい

ん小於てハ然らるを其裁判の役人たる職分を重んじて身の
危き成領を勤む所を勤めんとて獨り心不次斷り乃ち王
子の無禮を咎めてこまか入牢を申渡したる
王子も元來分別なき人物小功なきは躬く其罪を知り
身分の貴きゆゑを以て自憐罪人を救さんとまろも國の
法に於てなき成許なきとの理小伏しておんトやう小入牢
の命を受けしり
右の始末國王の聞小達せし王の喜悅斜あき手を拍
ち聲を度し云く國の法を行ふは斯くも勇ましく一人の
家来りハ余が幸あり斯る罪小伏する一人の子にハ幸

のなき幸ありと王も亦明君と叫ぶべきあり

② 誠り入札人の事

是こつとらんと小て議事院の評議後を撰ぶの法ハ四箇村
或ハ五箇村の組合小て其内より入札を以て一人を擧る仕
来あり昔日ハ村小て入札も者ハ其村の役人小て一村小
十六人乃至十八人なりりのを小入り入札の組合四箇村
て二村ハ此人を擧るとし二村ハ彼人を擧るとして其札の
數双方共小同ト多此ハ二村づゝ問番小て決着の札を入
て一方のハ札小徒ある風あり
頃ハ千八百七年國中一般のハ札りトも此或村小て決着

の礼を入る。小村役人の數下度二分は一方ハ此人を擧
 んと一方ハ彼人を擧ん止し之如何とも決し然らば小付
 さは別ハ一人の礼を取てこき成定めんも何人物を求
 めし身元賤しき鍛冶屋なりてこの人札の役不當も然
 らば此度の擧擧不當もべき二人の者ハ唯鍛冶屋の心次第
 して身の淨沈定方ことなきは一人の者より取をく鍛
 冶屋の許へ使を遣し何卒我なり小入札を為し其もよとて
 頼入るし鍛冶屋ハ包隠もこともなく自分ハ素より
 一方の人へ入札も積りて既ハ其心を決したりとの旨を
 答へたり使の者ハこも深聞て大小望を失ひ何となく其

説を變へし人とな色ハ小方便を用也ども更ハ其甲斐
 なきは乃ち利を以て良きを引入るんとし若し此度の一条
 小付此方の思の終ハ人札もること多し其謝義としをよ
 き職業を授け且子供の世話をも為し遣もくしとの趣を何
 とふく云合めけきども鍛冶屋ハ少しも動く氣色なくこの
 度の人札ハ同國の人々へ益を為さきたれふとて余が身
 小受さる委任も余が真心小て其人々のため小宜しか
 らんしと思ふ通り小せさる人あつて自方の利のためを謀
 る或ハ他人ひもりの心を悦をしめんかとのため小取計ふ
 べき事柄小何れども余小於てハ決して斯く取計てざる

ありと答へけり。使の者も當惑したまとも尚も我意を通
さんとしきりば最前の約束の外金子を贈らんとて初ハ
五百がんとを興へんと云ひ次ハ千がんとと云ひ又増し
て千五百がんととすをみ上りたり。假令ハ五百がんとふても
此職人が生涯の採を以て貯て難き大金ふとも更ふこの
金不迷ふ心なく如何不しても衆知せきり不由り使の者も
せんり大まくり取りけり。其翌日の入札ハ撰擧せよとた
る者ハ片相手の人物かまじとぞ。此人ハ恥を知りて賄賂を
用ひきりし者なり。

第二十一章借財不就き誠を盡す事

他人を使ふて仕事を為さしむる欲又ハ其人より物を買ふ
て其貸銀款又ハ代金を直し拂らまざるを紀ハ其押ふべき
金の高を名けて借財といふなり。斯く人を使ひ物を買ひし
者ハ借方かて人を使ふ物を買ひし者ハ貸方あり
高賣する者ハ互の便利のため小度々人の物を借らざる人
くも或ハ又高賣不関するも是ともよのつねの事柄かて折
隙ハ是非とも互に貸借するとも有り人の物を借ても時を
違へをりてこそ成返さべき目當有りて借方も貸方も双方
得心づくの事とふまは互に貸借するとも道理不於て差支
ふしと雖とも或ハ此金を返さるべき懼ふる目當もふくして

安小借るハ甚だ宜しかりざるをあることハ他人の物を以て
自分の利益とすハ他人の骨折を以て身を養ふと云ふも
のふて其實ハ甚だ盗賊の類あり
正しき人の徳意なき次第何ぞも他人の物を借ること
ふし又ふし或は終るべき儘なり目當りなきもバこを借る
ことふし既小借財をれば常小心を用ひてと云は或忘るること
ふし萬一ふも思状なきこと出来て拂方小差支る事ハ
乃ちこもたれ小心を苦しり何と云ふてこも或拂ふんと
て様々小苦勞し些細の残みても皆済小至る事ハ等閑小
もろことあり

○をせぬその君の事

日耳曼の小國をまんその君若よりとせぬをハ凡を今より
百年むより以前の人ありし其勝手向不如意して借財甚
ど多きふ付或人この君小説き國中の者へ新小運土を増し
て勝手向を取直まぐしとの音を勧めたり一國の君たる身
かたて金を得るの趣向ハ先づ運土の事と云ふ思はるもハ
尋常の君ふらバ必をこの説小従ふべき苦ありふもぬを不
於てハ然らば獨り自かと思ふまこの借財を爲したるハ國
中の者おろそきされハ國中の者をしてこも或拂ふしむる
の理ふしとて先づ無益の供人馬ふも或減らせねこと云ふ

度不引籠りて儉約小暮一^{ちか}定式の費を省て金を積み次第に
借財を拂ふの仕組を設けようとの仕組ふて借財の高残ら
を付きし後本國へ歸りしに國民の親しきを得ること
以前小百階してろくろよく其位を保ちしといふ

⑤でんむ借財を返す事

高賣小業外の事起ると大なる損亡を蒙り逆も其借財を拂
ふべき見留あき者へ貸方の人を集て其次弟を告げ身代り
をわぎりの物を出して貸方の人々へ分配ししきふて借財
を皆済小まること巧くと其債町人の分散と名づく筋合正
しきを散おまば世の人もと其債請ることなく却て氣の毒

小思ふものなり斯く世間の人も此を許し且國の法小於
ても其借財ハ皆済小ありたる訣あまも若し當人小出せ
を拂ふべき力ハ正味借財の高を減らま返す可ら
を即ち是人たる者の心の責ありまも一展分散したる
者もて更小其舊借を拂ふべき不との身元小ありし者ハ世
小掃あり或ハこきを拂ふ事さ不才の身元小ありしものも
ふまふり別れれども實小昔日を忘るるをこれに拂ひし
者ハ尚更小掃あり若し斯く人物ハ面目を知しる人
して譽むべき者ありしに
よ小人さうんが亞米判知の町人子んむの事を記せし文

小云くでんもむハ初め英吉利のありまをとりて高貴せし
が方々へ借財の馬増してこそ成拂ふこと能へども乃ち金主
へ夫々の話合を付けて亞米利加に行き更なる高貴し出措し
て数年の間小は自身代におもひ其英吉利小歸りたるは余
と同船となりしを歸國の後以前金を借たりも金主の人々を
案内して酒宴を設け先年借財のことありを申込もしは
容易く其談判を聞入も異一段かきつけおしきて一禮を述
べけき不列聖の客も唯一通りの挨拶ありしと思ひし初
て馳走の皿を取替るるは皿の下を見せし路々の前小銀坐
の手にありし即ち舊借の元利を揃へし高ありしとせ

①は貴族あるもそのの事

英吉利の貴族も亦小んと人小二人の子あり兄をあるをも
りといひ弟をあるも人といふも亦小人の死を
多に数千がんとし借財ありて其家を續け者ハ長子あるも
まうありしはこの特別段の法を以て亡父の借財をば拂い
せとも差支ふきこと小定りしはごもあるもそりハ心小於
てあるをこゝろよりとらを獨り自かた謂へらく假令はこ
の家を續けも借財をば附きよをハ安樂小暮とべ物とと
てこそより数年の間嚴しく儉約して漸く亡父の借財を拂
ふべきお徳を得たりし高貴なりしとせ

諸方の借財を拂ふに高百五十和んとの返済を求るとして
証文を持参せし者あり主人こそは聞てよく其次弟を詮索
せし証文の高八百五十和んとおきとも元この証文を所
持せる者ハ貧しき老人あり一々五十和んとの金にて此度
の人へ其証文を賣ししとの始末明白に分せけむ主人の
云く余ハ正しく汝と勘定を為さざるも不て過分のものを
を與ふべからざるも五十和んとの金あり汝が証文を買
ひし高あり別小利足の金あり汝が証文を買ひし日より今
日お至るまでの割合あり此元利を持去るべしと云ひけむ
ハ先方の者も恐へり假令ひ一銭を得ざりも法不於てつ

非方おみさ苦かき先づ別段小損亡もあざさばとてこ
そは又満足せし者其後主人ハ又彼の初小証文を所持せ
し老人を詮索して其貧窮ある様子聞きしは証文の本
高と定りの利足を與へたり

右の次第を觀るに表るは其の氣力強よして義理固き人
物なるは若年の時より既に其證據あり其後英吉利にて高
き位に登り國家の大任を受けしもの氣力とこの徳義
事由あり

第二十三章 鄙者ある利益を得るに當り誠を盡す事
世の中に出世金儲の方便ハ操るべきもの多し或ハ國の

捉めてハ禁を所小のさきも其出世金儲の趣意ハ
由り世間の人氣を怒りむることも何れ或ハ其事柄の難
劣あるものも何れ故小自分の身を賣ひ自方の好まざり事
を以て他人に仕向ふこととあはらん之欲する者ハ斯も出世
金儲の場合に當りて入たるものハ職分を思ひ天理に背て
身を富むるもの振舞ハせざりやん

い おふり事せのどの事

おふり事せのどののちんをむるは貧家の子あり或る
老婦人の恵もて育てらる年頃小あうて人の家小奉公し給
はえたりし方漸く出世して賄方とあり其心底も律儀小

て萬事おふり心を用方を以て大小主人の意お叶ひたり
主人お一人の妹ありしがどのの生活振舞いと愛らしく
又男らしきを見て朝夕とも成親しと戀慕の情浅かりを扱
合どのどのたれ小謀りおどの度女の心をよく動くとして
竊小契を結ひお身のため小大なる利益ありし度女の
情も燃止がらく且お身の出世のためとて一時迷の心を
起さる小も何れさうしが及て自わも考ふる小こハ出世
の本筋小何れも今君この度女と契し夫婦とありし主人
始一家の者をし心を傷しめ我身も度女も其小耻を蒙り
小至らん連ものことお此一条を主人へ告ることを我職分

こと思ひ乃ち主人の許し至る事の大事を語り連り不都合
 なる様なきと思ひ切らば其取計を爲し給へといひけ
 せし主人も其操の高きを感ずて彼の妹を遠方へ引分け
 其後問も亦くこのため小周旋して其後義小推舉し
 たりていざ此役義小就き數年あつて一家を起し今
 彼の殿女小配耦も亦も耻かたりぬ身分とありたも
 舊の主人の許して表向小管禮の儀式を整へ一家親類より
 異存なく睦まじき夫婦とありしと傳

第二十三章 物の賣買をるに就き誠を盡す事
 物を賣り物を買ひ具外都て金銀品物を取り遣はるること

小付き如何なる仕方あるとも決して相互小人を欺くべ
 から

高賣人の家小用方目方寸尺ハ米一粒の重さ毛一筋の中ハ
 ありとも偽りあるべからず性合の宜し勿違はる品をとりけし
 小飾りも人を欺くべ如くを眞實の品柄小應じて價を求め
 りきりたるも過合の利を賣り人のかたき
 又言ふより云へ物を買ふに賣人の誤りて品物を多く
 渡り欺又ハ其品物の性合初小直をわけしものよりもよ
 こと所後買ふ方より其間違を賣人の方へ告げざるべ
 かりを改め又其品物を既小買人の家小届けし後小問違

を見出るといふは買入の方より其配違だけの品を返す
 秋又ハ別段其代金を押ささるべき也
 世間め又或ハ心得違して物を賣買する小ハ成るだけの力
 を盡して人を欺くも差支なくと思ふ者有り譬へばよく小
 ①の二ハ有り ②の賣入小 ③の買入あり然る小 ④の思
 小ハ品物ハ現在目の前小出せること小其性命を見分
 け其多き少きハ改むるハ買入の役前小ハ故小賣入
 あり之を欺くハ勝手次第あり其欺か小ハ買入の不調
 味小ハ人を咎むハかきとせよく ⑤の心小ハ他人を非
 推して ⑥の亦已と同小ハ商あり人と思ふハ申小斯る賤

一き振舞ともよれたことと心得カあり然りと雖ども都て小
 の類の振舞ハ大悪無道と云ふハ如何なる者小ても同類
 の人を欺きて其罪を許さへきや故小 ⑦も ⑧を欺きた小
 ⑨のた小ハ謀り小ハ小欺むるも人を欺くと
 とあき良良とをさあり但一物を賣買する多ハ直段のこと
 を彼是とやウマ一く小ハ唯其品物小相當の價を定め人
 ためのこ小ハ差支り小あり
 廣く世の中を見る小人を欺ひて富を致せ一者ハ甚だ稀
 り斯ハ華ハ假令ハ政府の法は由て罪せらるるも次第小
 賣買の相手を失ふて罪を蒙るより可きこと有り人

小娘もさへ人小賤しきとて後始て驚き繁昌の道は正直小在
事とのことみ心付くも既に後来たるあり

⑤ 律儀ある丁推の事

田舎の老人其子を連色し小うよやく小来り吳服屋へ丁推
奉公おへき初の問川都合よかりしを一日或る婦人この店
小来りて箱の衣裳を求めしお付き彼の丁推ハ望の品を求
直段の相談も出来て代金を請取らんともるるを不圖を
の着物小疵あるを見出し乃ちこゝの女婦人小示しを云く今
よくこの品を見るふらく小少しの疵あり手前の職分おそ
バ念のため小申し上かとゆりけもバ婦人もこもを聞き買

もせして去りたり

家の主人ハ竊ふこの様子を見て大に怒り即刺手紙を認め
て田舎の親許に遣し早速この子の迎ふ来りしこの小僧
ハとても町人とおちるべき者お何とぞとの音を告げたり

親父ハ熱てこの子の正直なるを頼居たりし不どのことお

とバ店より来りし手紙を見て心配少ありを免ふ角小子

供の不調法せし次第を聞んとて急ぎふりよるくへ行き主

人よ面會して此子の迎も町人とあり難きとハ何等の次第

ありやと尋ねけも主人の云く機轉きかさあり既お一

兩日前のことあり或る婦人店小来りて箱物を買ふんとせ

一、さて此小僧めぐるらざることを欲せやべり其品物不換の
るなとて客人へ告げ遂に高貴を仕をこふたり品物を
吟味もろ客人の投前あり自かろて其疵を見出さるるに
夫迄のことあり然るに此方より態々疵あるふとて知ら
るるハ馬鹿ののといふべきありと
親父ハ又重ねて念を押し憚りの不調法と申をハ唯この一糸
のもふて外小何を罪ハ何とせやと尋ねけむに主人の答ハ
固より此一事のもふて其外ハ申か何とせといふ小親父ハ
打突ひ左のそのことありハ余ハこの子を愛するること以前
小百陪せり但しこの度の一條を懸々告げ給ひ一段ハ辱ふ

一、と雖ども最早余ハ一日もこの子を君の店に置くべから
ざるを親子諸共早々立歸りといふ

⑦ 硝硝を蒔く事

百年をわたり以前よりハ北亞米利加の「みざを」といふ河の
邊に住居する土人の「ウロウ」歐羅巴の人と交りしことあり
りし其頃或る歐羅巴の商人彼の主人の住居せる里に行
き愚民共へ鉄砲の用ひ方を教て持行きし鉄砲と硝硝を賣
渡し其代小鉄の皮を取て歸りしことあり其後又佛蘭西の
商人交易の品小硝硝を仕へて同所小行きし土人共ハ
其以前小交易せし硝硝を澤山小所持してこの度の品を買

ふべき様子うらさきハ佛蘭西人ハ大困て彼是を工夫
を運らし賤しき計略を以て土人へ告るハ硝磺と云ふも
のハ草の實小て其草ハ糞ふとの如く畑小出来ありあり
と欺きけきハ土人等ハこも派信小受け所持の硝磺を殘ら
せ畑小蒔きて新小佛蘭西人の品を買ひ其代小獸の皮を渡
したり

土人等ハ硝磺を蒔し畑へ猪鹿ふどの果を種を荒らさぬ
やうふとて番人を付け時々見廻してハ硝磺の苗の生ふ
を待てとも更小芽を出もべき様子もうらさきハこハ怪し
むべきことあり君ヤ佛蘭西人の偽計ハハうらさきヤと心

付く折柄もや時節も過ぎ去りて其種もよく生れ木も
もえざるを見て大失望を失ひ全く彼が計略小乗せられし
もく深くこれを遺恨小含りて其後彼の佛蘭西人ハ自分小
てこの里へ来る小ハ憚りや中仲間の者へ色々の代物を
持たせて交易小遣りたる小土人等ハ何れの手掛小てこ
の度の佛蘭西人も先小偽計を行ひし者の同類ありとの云
も探り得たもとも先づこも其知らぬ俸小取成しと云
やう小及び其荷物を置く場所も村の中程ある一軒の小
屋を賃渡しけり彼の商人ハこの小屋小て荷物を解き交
易のためかきハ持来りし品を残らぬ出してこもを並べ立

て見世の飾りも出来し處へ先度欺りもて硝硝の種を
持きし者共一度ふこの見世へ押込し者やくもぬ銘々
の氣不叶ふ物を奪取し睨く暇ふ交易の見世ハ空店とあり
たり商人ハこの振舞を見て大に怒り早速里の七名の許ふ
行て事の次第を訴へけきバ七名ハいんきんハ挨拶の口上
を述べこの事小就てハ必も曲直を裁判して君の身小迷惑
ふきやり取計ふべしきもともこの裁判を為さハ硝硝の
實も時節を待たざる可らむ其子細ハこの里の者共じき
ラ方佛蘭西人の勸ふ由て硝硝の種を時きたまハ追々其苗
もる之實も熟むる時際ふありべき由名其上ふて里の者一

同申し合せ山小狩りて獸を捕り其皮を以て君の失ひし品
物の代を償ひ又先ふ君の同國の人ハ深切ハ硝硝の作方
を教へ與しうらさしハ報る積ありといひけむハ商人
ハ尚も土人を欺かんとし硝硝の苗ハ佛蘭西の國ふてハよ
く生立てともふの邊の土地ハ硝硝ハ相應せざる中急迎せ
賢ることハむろかりりりハおとて様々ハひひぬけせ
んと在るも最早土人もこま儀業知せし商人ハ大に面目
を失ひてもちおささしハ歸りたりも折も此商人ハ土
人ハたぬハ斯く述ゆりつけりハ少ハも耻る氣色ハ
さハ人たる職分を知らざる者といふつぎあり

公けどの價を出し人かきを且又高賣の相手ハ誰おも買
入の勝手次第亦色ハ不正の者を相手し物を買ふまじ
も正しき人と取引をせしめ人よく思ふハ人情の常あり
右の次第を以てはいからんどの麻も彼の世縁の如く追々
世間の入小以やぶるまで遂小ハ高賣の道を失ふ小至るく
右の話を以て考ふもハ物の賣買を正しくせむハ實小大切
なる事柄あり

第二十四章 約束を守り小就き誠を盡し事

人と約束をせし其先方の人ハ我を信し必其約束を違ふ

ことハ小あがも人しどを専ら此方を頼小し銘々小心正面
をせむものあり然も小此方小其約束を破る多クハ先方
の人ハ大小巧く出さひして魚て心不用意したる仕組も小
の泡とあり人し故小子供あても大人小も一度人と約束
して其事柄わしきこと小さく何れもハ假令ひ我身小取
りてハ不都合ありとも必もこも成守らざるべからず子供
の事けりし備の事小ても約束を等閑小も多クハ次第
あも小慣し年よりて後ハ大切ありあもを約束しても矢張
これを破る申し小ありて世間のひと小嫌しき賤しめらる
べし

いむり人と西班牙人の事

住方西班牙の半國のむり人小押領せしきたりむり人の
 阿非利加洲の北にあり其時代小或る日西班牙の人若き
 るこの國の人種ありむり人と一寸いたる喧嘩の上小て圖らむもこれを打殺
 したるより小其場を逃去して隠處を求め小別荘とかな
 しま思ひ置り中表其塚を飛越して内小這入り見れば其主
 人もむり人あり依てこも小事の次第を告げてかくすも
 きんあとを頼もたり
 むり人の風俗小て共小物を食ひし者ハ危き場合小臨で
 必だこをもかくすよとの仕来ふとバ主人ハ必むこの西班牙

牙人を救ふべしとの證據として有合ふ桃の實を取て共小
 食ひ先づこの人を離坐鋪小へきて錠を御し夜小入らば尚
 又大夫ある處へ移さべしと云置きて別荘を去る本宅へ
 歸りたり

主人ハ我家へ歸り漸く坐小就く折しも大勢の人數泣きつ
 叫びり今西班牙人小殺さきたるこの家の子の死骸を門口
 へ入荷込きたる主人ハ見りしやう打驚きこをも殺したる者
 ハ死すもあらずを令我かたし告ぐ昔カ西班牙人小相違
 りしとこのころ候知れたるも一旦約束せしことハ破る
 覺悟を定め事の次第を誰へも告げをり夜小入

彼の別荘に至りて座鋪より西班牙人を出し名馬を貸して
こもふ衆ら一々別を告て云く如何ふ耶蘇の人
今朝君の手ふ撰て殺したる相手の者ハ我子あり君を
罪を道るべき道ふと雖も余と共ふ物を食ふたもハ余
ハ約束の言葉を守らざらばから夜の間ハ疾く走て給ふ
一曉ふ至らば最早氣遣もあらざり君ハ我子の血を流し
て罪を得たりと雖も余ハ君小對して斯る罪を犯もこと
ふ信を守て夫もさかハ天の余を恵て給ふ所ありと

③佛蘭西王とよ人の事

紀元千三百五十六年佛蘭西王とよ人英吉利の將軍よりつ

きよりんを戦て敗北し擒とありて英吉利へ送らる同國
お止りしと四年英吉利ふてはは佛蘭西王をよて其國の
人民を諭せしめ英吉利の思通りふ和睦を結さんケためこ
を依赦して佛蘭西へ歸らしめたりこの度の和睦お付き英
吉利より云出したる箇条の中ハ佛蘭西王を赦したる代
して四百萬金の償金を拂ふべしとのことありしハ佛蘭西
王歸國の後國中の人民この箇条を承知せしめて和睦の談
判も遂に調ひ難し
佛蘭西王ハ一度赦免の身と爲りたきども國中の人民おて
英吉利の約束の償金を拂ふべき様子おきを見て自國お止

るせらるるよとせを再び英吉利へ行き申試のため因侍
不就かんとして自から心を決し左右の人々こを止むこと
も聽入をきして云く一國の人民悉く皆信義を忘却をさ
もせめて國王たる者の心不バおきを守らざるべからざる
右の次第ふて佛蘭西王の英吉利へ歸り再び擔とあうて遂
ふろんぞんふ於て命を終まう

第二十五章蓋なき惡事を為さるる中、誠を盡さる
人の性質輕々しくして或は無蓋ふ徒らふることをも爲る者
呵まども少しく心を留て考ふこと甚だ宜しからざる事
也或ハ奇麗ふ出来たる離可きハ一寸その杭を引ぬき或ハ

新らしく金たる見世の看板を見て手の届く處なきは指を
もてこを汚し或ハ人の別荘などへ行けば木を折り壁に
疵付け又ハ木柱などりて其壁に自分の姓名を記し或ハ人
の家を遠入ると書画置物など豆皿飾付けたるをも憚ら
ざして座を撤し諸道具を狼藉ふ乱り或ハ人の園を見物を
るまに番人さんへ何れもさきハ花段を踏み築山を荒し花を折
り實を取らふと一々計立ち小遣りなき是等ハ皆人の物不
て朝夕其人の心を樂まむる所の品ふも不趣意もふく徒
らふこと成殘ふとの鄙劣ともいふべし又無禮ともいふべ
し或ハ又料理茶屋などへ行き其席の食物を殺ふ入る又ハ

無益小ニ色を耽らして歸る者何れ世間の人ハ此を格別
の處とも思はずとも其實を云へハ盜賊あり茶屋の主
人の唯一時客人の飲食を其代けの品を供へてをきただけの
代を受取りたり然るも自分の飲食もさう外物へ手を
付カハ盜賊小はらむを何ぞや
何品小限らる假令ハ我ものふても或ハ人のものふても一
度ニも後残ふより最早世の中の役立たざるヲ申せ
其残ハ大けこの世界を貧乏不爲したるあり廣き世界小
萬物多しと雖も人をして徒ら小こも後残しむるハ
澤山小はらむものあり

又あり小一種の心たづと何れ即ち其趣向ハ小人を
悩まし番額を苦むる事あり譬へハ子供の仲間ふて言
合せ一人の子供を暗き處小ておとかしおどの戯り實小
考へりおきたもむきと云ふハ斯くおとかし者共ハらま
をふぐまをと思ふべけきもおとかしより子供の身小取
りてハ如何をかりの苦痛あるべきや物小驚く甚だしき
ハ正氣を失ふに至る事何れ容易ありざる事あり又或
ハ氣折れたり子供を馬鹿小して法外なる虚言を語りこも後
欺て悦ぶ者何れ此亦宜しかりざる事あり誰小ても人
小おとかし人小欺かるしを好む者ハ何れまじき色ハ我

も亦人をかどか一人を取くの理ありきまあり又或ハ大
 の尾小空樽を結付け或ハ犬をけりか多て猫を苦しり石を
 換けて鳥を打ち犬猫の子を川小授り込むふど何きも慈悲
 の心ふきふくさきとつふべー
 又らふ一種のほくまひたうとことつら此つたうハ余
 程念入たる仕方おて大悪無道ともつふなきものふきハ世
 間おも稀おあることなり即ち人小對して何れ遺恨を會
 夜ひそか小其人の屋鋪お這入で若き木を切倒し或ハ其畑
 を荒らし或ハ其牛馬お疵付けあをそり者なりハ實小根
 絶さるきハたうおて心けり人の最も惡む所なり

蜜蜂と黄蜂の事 寓言

黄蜂と蜜蜂と出逢ひ黄蜂の云ハ多小世間の人皆余を嫌ふ
 て君を愛するハ何故あるや不審千萬あり御互小容色も大
 抵相似寄り唯余が体小ハ金色の筋有り少く君よりも
 奇麗あるのを余も君も共小羽根有り虫小て共小蜜を好
 或ハ氣小叶えぬこと何ぞハ人を刺しをど少くも相異ある
 ことか紀のころ余ハ折原人の家小も連入其食事の器小
 とよりふどして君小較色ハよ不ど人小親しくをさども人
 ハ常小余を惡も余を殺さんとも者多しこも小別者ハ君
 ハ疑の心深くして人小甚き疎縁者小世の人ハ却てこ

世を愛し君のたより小の家を作し家禄をよめ冬の間も丁寧
 小世話してまきを養ふハ何故をや實小驚くをき次第あり
 と
 蜜蜂の云くニハ外の譯小つと君々人のため小益を為さ
 ざして却てこを煩も其邪覺を為さぬ世の人ハ皆君
 の迫うくを好まざるあり余ハ唯毎日のをダしくして人小
 ため小害を果さぬ人も自か余が仕事の無益あつたら
 を知き今君のため小謀る人の好まざる處ハ是小出扱
 て無益小時刻を費さす人の暇を以て何の世のため小益
 なることを勉め給ふ方然るべきあり

象と仕立屋の事

東印度天竺小て或る仕立屋見世の窓の内小て衣裳を仕立
 て居し履へ往來小一疋の象通りかゝり其鼻を伸して窓へ
 さし入る小仕立屋ハ以たう小針を以て鼻を刺しけし
 小象ハ驚ひて其鼻を去り河の方へ走行きたりもこの象
 が窓より鼻を入れたるハ害を爲し積小も何ぞなき小其
 生肉へむと針を刺したるハ仕立屋のこゝ以たつと亦是
 其器を振りしも道理あり替時つりて彼の象ハ鼻と口へ
 一杯小水を會も例の窓下小来り一度小こきを吹出しけし
 仕立屋ハ頭より徳身小穢き水を振り大串の仕立物もつ

おゆきとありて追蹙の人小突ききたりとつふ

第二十六章 信實を守り事

人間萬事信實を守りて偽を行はざるを虚言を言えざるハ最も
大切なることあり

譬へば、うゝ小旅人ありて熱日の歩行小疲色或る村にて子
供お逢ひ次の宿より幾里ありやと尋ち小子供ハ偽りて三
里四方路を一里とてつひきかせふバ旅人ハ最早に村小
泊を積みてもさうか小一里と聞きうき小力を得て尚又何
やと進むべし然るにハ此子供のたれ小旅人の害を被る
ことハ實ハ容易あり或る先の宿より行着て途中小

疲きて倒るることも多かるべし或ハ無理小身体の力をを用ひ

て病氣を引出し全快小至り難きことも多かるべし

右ハ人の身小取て大なる災難あるを見其本を尋て唯

子供ハ一口虚言を云ひしよりして起るることあり

又譬へば、うゝ小老よんと老よむをて二人の子供あり二

人とも同じ様ゆ玉を所持して老よんの玉ハせむむを玉

よりも少し良きゆとせむむをの欲心ふて老よんの玉を已

り玉ありと云ひけきせむむをの玉を聞入をを双方何

らやむとありてきくバ友達のへぬをを證人小してこそ

を乱さんとて同人へ其次弟を告げし小へぬのハ年少の子

供ふて嘗てせむむをふ打たさしこと何れゆゑ其玉ハ志よ
んぬ玉とい知るあがも横せむむをふ打た人ことを恐
てこそ成世むむの玉ありと云も人然る多にハへぬハ
虚言を以て玉の主なる志よんへ容易あまざる曲を被ら
しめし者とゆふハ或ハ斯れ場合ふてハ志よんも容易ハ
其玉を手離しことあかる人けむむむを以てこ
そを取らんとし或ハ志よ人を打擲し双方打合の喧嘩とあ
ることもゆふ人斯る愚へ先生出で来りてこの喧嘩ハ誰よ
ト始めしやと尋るふへぬハ尚もせむむを恐えて志よ
んより先ハ手を出したると云ふ由で先生ハ志よんを叱

ることも甚だしく或ハ志よ人を鞭つこともゆふ人然る多にハ
へぬハはまると虚言を以て罪なき志よんを罪ふかとい
是しといふ者あり
斯くの次第ふてへぬハハる者のせむむを恐えて自分
の身をか不めんがためハ二度虚言を以て大造ある悪事
災難を別起したる

右ハ唯譬の語ふまじとも現在世の中ハ虚言の行も多し
めハ大なる禍を醸しことあり昔日ハ虚言を以て人を罪ふ
かましむにこれ殺したる例も珍らしかる今開けしる
世ハ先づ斯る患ハ稀ふまじも尚人を欺き人を誑かす者

有りて其人の面目を汚し其身代を失てしむること少ぶ
らむ故小人としてこの世に生きて世間のため小害を為さむ
しを益を為さんと欲する者ハ雅さうにしようかすをみよ
虚言を云ともして一心一向に信實を守り心掛くべき
ものあり

虚言偽計小も色々の種類有りて其罪一様あり其害同
かすをと雖ども盡く恐むべきものあり子供等好しきこ
とを為して父母小叱らまんことを恐てこそ後かくまふ
とハ即ち偽計あり斯る子供ハ唯己の罪を遁まんとするの
とふきとも少し道理を考へあは假令は父母の怒ハ恐るし

くとも眞實を打明てつふこそや自分の身のため第一度の
虚言ハ二度の虚言を導き二度三度こそ小慣て遂ハ虚
言偽計の性を成し世間の人もこの子の云ふことふは一
言たりとも信仰をくうたを多くこそは賤しめことを下げ
しむるやうおあるべし

物を取らんがためおの虚言ハ誇を遁まんならぬおの
虚言より其罪深し譬へばこゝ子供けうていつもの通
り七日目ハ一度一べしの金を母小貰ひあかす父の慶小来
り母小ハ半べしの金もあかりて又父小一べしを貰ふ
ふとのことけうハこゝハ誠小見若しき虚言ふて其父小貰ひ

一、盗とたる金とつふべし
 又自分の罪を遁走んとし或ハ罪なき人を罪小かとし以て
 んとしてつふ虚言ハ前記したる種類の虚言より今一
 段罪深きものとつふべし
 又心の中企てて態と人を欺かんがためつふ虚言の外
 亦一種の虚言なりこの虚言ハ物事を煩着せざる状或
 ハ物事を性急おそく状或ハ物事小熱くおそく心の心得違
 より起るものなり「きりりお志よんやん」とつふ人の説小都
 て世の中の虚言ハ多し人を欺かんとして企つちりよ
 ても多くハ物事小煩着せざるより起るを常とて鬼角

世の人ハ其つふこと其行ふこと小間違なきやうおぼえて
 心配はせしめて或ハ當と外意のなきをばれ愚を以て或ハ事
 の真偽をよく礼さをしつて唯人の氣お叶らんがため妄ふる
 ことをつふ者多し譬へハ職人など注文の仕事をつよく何
 日でもお為さくとの見込も何をもして唯人の氣お叶ふ
 やうおぼえて妄お日を限して請合ふおとも此例あり
 又或ハ物事小心を用ひて唯人を驚うをことのを好て法
 外なる話を為しおせり人の害小もあふぬ損おて平氣なる
 者なり或ハ其おふしの事柄も全く推さき虚言のし小ハ
 らざるを元人を驚りさんとする趣意あるは妄小事を大

造小云立て其實小過るゆゑ矢張虚言偽計の一揮類あり斯
る人物の詰りるを聞く小當前の語を用ひてをむべき處へ
まきと力を以てて大なる限なき巨犬なる美を盡したる
大無邊なる目を驚るを恐るべき事といふ語を用ひること多
し
警へばうゝ小親子小て犬の詰りりて夜前町小て犬小違ひ
し其多きこと數限すも何れも五百疋ハ慥小居たり親斯
く犬の多かるべき筈なり子百疋ハ請合あり親夫も何れも
此村小百疋の犬ハなき筈あり子まきさバ十疋より少なき
ことハあがりてかりこもだけハ慥小相違も何れも親注

トめハ慥小五百疋といひ今ハ慥小十疋といへりまき巴こ
の十疋も覺束か一汝ハ自か小て既小二度まを説を變へた
まき余ハ汝のゆふことを信ぜざるありとつふ小予供ハ
何れも少なきとも彼のぶちと去るとハ慥小見たり
右ハ妾小人を驚かさんとて聞達をいふた力一の例あり
又云々小よく相似奇りたる詰りり或男幼少の時より學問
せしことよく嘗て一度西印度小行て歸て大小得意の色に
為せり或る妾の半の頃人の話小この節の日の出ハ朝第四
時の頃あり怪りぬ早きことありまきと云ひけむハ彼の
男の云く朝第四時の日の出ハ驚く小足らむ西印度の去や

まはくふんをでハ朝第二時と三時の間小日ハ既小昇
 余ハ先年彼の地ホてこまを見たりとこハ事実ホ於て
 べつとまのことあり赤道より北の方の地ホてハ北へ寄
 わり日の出ハ早くあり南ホ寄るホと晚くなるべき割合ホ
 然ホ小西印度ハ英吉利より遙小南の方へ在ホ由おの
 出ハ晚き苦ありホこの男々無學のくせホ物知ヲ願て
 言をゆふりをおかたりけき○又世の人の口吻ホ蔡の生
 以來こまかと熱きことハあしとゆふ者あり或ハ何某の羽
 織の血派ホカこと蔡ハ今まで斯ホ美服を見しこと
 ゆふ者あり或ハ何某の家ホ招待せり時ホと面白きこ

とハ生きて以來いさむらをいさむら云ふ者ありさきとも
 是等ハ皆慥ホその通聖ありと心ホ定めたるホゆふを唯口
 ホ任せて安まゆホ虚言なり故ホ信實の道の貴き誠知モ常
 ホ志守らんとして其用ホ語の意味をも少く考へホ
 右小記せる類の虚言ハ云ををも漸むべきあり
 又つホ一種の虚言ありこの虚言ハ一をゆふて暗ホ二を
 悟らしむる趣向あり
 一とつふが如し其品の相違ホ一と或とも斯くゆふ
 其罪ハ一通りの虚言ホ異ふことホ一賄ホ賤ホ一
 動も者心の心ホてハ其言葉ホ虚ホさきホ悪事ホハゆふ

思ふべしと信實の語を以て偽を傳へ人を欺く
くはる邊向ふまは惡事非を以て何とや當ふにまは偽
計との名づくをかくを天のひうりふ甘けり罪といふ
べきあり

右の次第を以て人間萬事真實より大切なるものあり我
身の事不就き他人の事不關して真實を守りべきの事あり
天下古今の物事を察して真偽を別しその偽を去り真不
從もざるを譬へば歴史を讀むも正しき人の著述
を撰をざるべからざる學問藝術を稽古するも其申物物
ふりてはよく間違ふべきものを學ぶるべからざるは證據

はるふはるふと世々の治乱の真を乱るるかくも事實を
試みてよく其有様を見らるふはるふとまは學問の真を知る人
うを物事を詮索して不分明のよりふことば或捨置くべし
らるふを其真偽是非を別し我心小満足をるより小至て止
べきあり根なき推量と曲なる考へ世界の害を為し真實の
事と正しき説は人間の益を為るものあり

⑤ 羊飼ふ子供狼と呼びし事

羊の番をる子供はうて或日おくさる小同村の者を驚かさ
んと思ひおかかきくと呼わりて走りけしは村の人々の狼
の来りて羊小狐とことある人と心得て忙しなくかけ出

其場小至見ま何事もなきゆゑつまらぬことなりと
て此子を叱りて銘々の家小歸りたり其後數日を過ぎ現小
狼心で来りて羣をたろ羊へ飛爪をまきけり子供はつきて村
小歸りておやめをくし聲を限小呼び叫べとも村の者ハ落
付くもひ最早二度ハだよきぬをきて見向く者もつらむを
こそがたぬ夥多の羊ハみそく狼小取らまけまき羊の主入
ハ此すしを聞て大お怒り直小此子供へ暇を遣たり
右の次第小で戯と云ひふりも一度の虚言を以てこの子
ハ渡世の道を失ひたり

あつちとよらんくの事

あつちとよらんくそて兄弟の子供はり或日兄のあつち
と弟を呼びつちをちハ寵の前小眠きこれ而起りて
遊むんと云ひけまよらんくも面白そそて兄弟
の子供ハ臺所へ行て犬を起り
臺所の竈の上お牛の乳を入きたる鉢はりしども二人の
子供ハこまお氣も付くを夢中おありて犬と戯と其機小誤
て鉢を蹴飛し器も破り乳もこぼりけま二人ハ大お驚き
且怒ま且心配の様子おてこまをハ今日の夜食ハ乳を
かろ人ハ少し弱りたる様子あり一夜食小乳おしとハ何
故を求小ハ最早別小乳ハふさま別小乳ハつちとハ桑西

跡小残までろべるとハ何とウ工夫を運らして母へ言訳せ
 んものせと思ひ獨り心ふりあつきて衆兄弟二人ふて口を
 揃へ乳の鋒を破ぞ一者ハ衆おろと云も母もう色を
 信と思も人秋まきもろとんくハ既お母の邊へ行て眞実
 を告げたと云も困りたもものかりと思案を問小階子
 を下る母の足音けろけろとハ又悦び申さけり
 たろとんくハお母お逢えさるありさきハ我思ふよ
 小母を欺かんとて卑怯未練のろべるとハ虚言を云えんと
 心を決したる
 母ハ階子と下て臺所小来り牛の乳のこがきて其鋒も破色

たろを見て聲高らかにハ何事を誰が所業あるやと云ひ
 けきハろべるとハ低き聲おて一余ハこきを知らむ一汝こ
 き汝知らむや眞実おいふべ一余ハ汝を叱るハ非を假令ハ
 家内の皿鋒を盡く破をつくも一言ハ虚言をいふハ
 優もろぞろべると汝こき破きたるハいふやと云ハ
 ろべるとも赤面一顔の色ハ火の如くなり一余ハ為したる
 ことお悔むま一さきハおとんくハ何處不在るや彼ハ所業
 あるハ一おとんくの為せしことおもゆを云ふろべると
 とが心ハ今おもおとんくが来らば共々お知らぬ願せしめ
 んども積あり一おとんくが所業おろとんとハ何故汝こ

きを知らずやといふふろくるとハ大困其言訊せんとして
 うつくしあがり「さき色は持色ハ其訊ハ余ハ父くこの屋
 所居たりハおらんくハ其破りハ様子ハされハ
 あり」汝又ハく「おらんくハ其破りハ此の鉢の破色ハ次第を知
 りざり訊ハ何の事」と云ハ「ちてハちてハちてハちてハちてハ
 言を重ねて」此ハ犬の肝葉ふるハ「汝色を見たりヤ
 「これを見たりと云ふハ母ハ怒リ」おくき犬ハ
 ろくちと汝ハ園ハ行て木の枝を折り来き余ハ「おらんくハ
 ためこの犬を打つべ」といひ「おらんくハ」ハせんう
 ぶく園へ出で木を折らんと「おらんくハ」弟の「おらんくハ」出逢

ひ急ぎ事の次第を告げ「おらんくハ」母ハ逢ハ真実を告げ
 きて「已々如く虚言をいふべ」ハ「勸めけるハ」おらんくハ
 かりく「これお従ハ不を」余ハ一言たりとも虚言いふこと
 を好すを「おらんくハ」犬の「おらんくハ」何事を彼の犬ハ乳を
 こぼしたる者ハ「おらんくハ」色紙鞭つと「何事を余ハ母上の
 是へとかけ出せハ」おらんくハ「其先ハ立て走り先ハ家ハ入
 して錠を叩ハ」おらんくハ「おらんくハ」内ハ入きを「おらんくハ」木の枝を
 母へ渡したる憐むべきハ「この犬あり頭の上ハ振揚げた
 棒ハ見ゆきと其口ハ實の話を迷ハ「能も今ハおらんくハ」打色んと
 する其拍ハも窓の外より「おらんくハ」聲を限すハ「無用無

用犬の爲にたる事小何れをよふんくとるべからず肝業ふ
りさりもて又死上を打つべからずと云はも終らむ又別お
人何れて戸の外よりさるを開けよと云ふ聲を聞けよこハ
他の人あをよこの家の親父あり母ハ戸を開てこき候入き
始終の様子を語りしはバ今犬を打たんとせし林ハ何処
小何れやと云ふ顔色をろるるとい見ろしうり恐き驚きと父
の前小平伏し此度かぎり免し給へ最早再び虚言ハいそぬ
もて逆まう叫びつ訖をきざり父ハこきを聞か入きを其腕
を捕へて一余ハ余汝を鞭つやと一度鞭たせし後不心を咬
むべしもて痛くなくき其泣く聲ハ辺處小も聞ゆるをうり

あり既小鞭ち終りて一鞭ハこき小て終まり此上ハ方
食事ハ無用かや夜小入して牛の乳を飲むハ無用か
子と又よふんくの方へ向き一よふんくハ来き汝も母
のハ一もの如く夜食小牛の乳ハ入り人けきもよふ
為差こももを汝ハ眞實を語りし也一鞭たつと云ふ
もあ世間の人も汝を親しむべし今汝ハ虚言を云ふと
一褒美としてこの犬を與ふべしこの犬ハ汝のため無
實の罪を免きたる者なきは汝ハ此の犬のため小ハ死生
人から一明朝余ハ金物屋へ行き新らしき首輪を取て犬
小附け以来ハこの犬の名を改めてよふんくと名づくべし

と父母に向て云へる小ハ此後若し近患の子供来まで今ま
ぞづるも、呼びて犬を何やあ、あ、んくと改めたりや
と尋ね者所も、今日の次第柄をくもしく話し虚言を云ふ
者と眞實を云ふ者とハ斯く違ふものにて其耻と面目を
説き知らしむべしと

④ 何れやがるわるとの事

英吉利の國よりとるの商人、せんむをがらわるとふる者
不幸にして其身代を分取し、うをる其の田舎、不引籠りてさ
びしく日を送り、其妻、少しをりりの野ら、頼み、て質
素儉約を守り、漸く家の暮も立行く小付、この上ハ、煮て金を

借りたる金主の方へ談合、さく調へ、あんとんの商人、何れ
と、仲間と組、再び高賣、小も取、試るべし、また大小、榮も
居たり、不るわると、小一人の娘、何れ名を、何れりや、と、つふ年
十六歳、幼少の、多た、り、祖母の手、小を、と、て、ら、を、我、依、不、成、長
し、て、少、し、も、教、を、受、け、し、こと、を、け、さ、し、其、家、の、貧、乏、り、を、不
外、聞、ふ、思、ひ、只、管、と、さ、代、隠、さ、ん、と、の、も、せ、り、或、日、乘、合、の、車、小
て、家、上、歸、る、と、見、相、乗、小、三、人、の、町、人、何、れ、り、何、れ、り、其、家、の
貧、乏、を、を、隠、さ、ん、と、し、て、様、々、の、虚、言、を、云、つ、て、或、日、自、分、の
家、の、近、所、を、探、探、を、つ、ひ、成、ハ、使、の、下、女、或、ハ、時、持、の、馬、車
ふ、り、て、ま、り、其、家、ハ、随、小、暮、ら、せ、る、有、様、と、話、せ、し、つ、つ、ハ、堂、圖

天神あまがみすまはしうをるまへ行んいんんも途みち中なかわて丁度ちやうどこの宿しゆく
 屋やへ泊とまり合せあはせ旅たび人の病やまひ不ふ苦くむむとめ話わを聞ききき思し慮り深こき
 夫婦ふうふの人ひともの容ゆる体たいと導みちねんとて彼かのの部屋べやへ入り見みままこ
 い思し拭ぬぐあきあかかなるなるる互たがひ小顔こがほを見み合あて共とも小驚こおどろくくわわかうかあ
 足あ不ふるるわわるとハ病やまひの苦痛くるしみを忍しのびび彼かのの娘むすめハ乘のり合あ車くるまの座う言ごよ
 ううて断つるるの末すえ弟あに不ふ成じやう行ぎやうささとを前後ぜんご始はじめ末すえを物もの染しりり齒はち
 まを赤あかくくて怒おこりりけけここにに内うちむむへへとと史し小こ又また驚おどろききままままハ此この人ひと
 小罪せうざいありありり不ふ巧くわうを今日けふの今いまを罪つとふふ君きみを賤せんししめめしし余あれ
 う過あやまちちありありり多おほくの金かねを費つぎしし其その病やまひを介まが抱かかりりと教しよ卿きやうへ送おくり
 送おくりりたりありりががるるわわるとハ内うちむむへへとと史し小こ又また驚おどろききままままハ此この人ひと
 送おくりりたりありりががるるわわるとハ内うちむむへへとと史し小こ又また驚おどろききままままハ此この人ひと

全快ぜんがいしたまも娘むすめのため小高貴せうかうの機はたけを失うひ生涯しやうがの閑ひま繁ひざし昌さむ
 の日ひ不ふ逢あはあせせままざざりりととつつふふ
 右みぎの次弟しだいを以もつて考かふふ人ひとたる者ものハ一分いちぶん一いち整せいふふても真まこと實まこと
 の路みちを外そとりりとと多おほくくハ悪事あくじ災難さいなんハ身みの八方はつぱうより立た起たちちるるもの
 あり

①へきんうをくるの事

へきんうをくるハ蘇格蘭そくがらんのどむありつるをふる百姓ひやくしやうの娘むすめ
 あり女おんなの身みああままも百姓ひやくしやうのこことふままハ農業のうぎやうを事ことととしし事こと
 の暇ひま不ふハ教しよの書しよを讀よみ深こく宗しゆ音おんを信まじじりりて身みの行狀ぎやうじやうを脩しゆめ
 聖父母せいふぼ死しして後のちハ一人ひとりの妹いまいを養やしやひ共とも小信心せうしんの道みちを樂たのししん

与定判然ニを教まとも妹の心慮毒しくして姉の教不徒
 申達小大惡無道の罪を犯して召捕へらまたり國法を以て
 こせを吟味せしふこの度の惡事若し他の人小相談せし去
 とあるは其罪も一等輕くあるべきと當人々々の所為
 ふまは死罪不も行もあべき様子あり故ふへき人より裁判
 所へ訴へてこの度の惡事ハ姉と妹と相談せしことあり
 申立あは妹の罪も輕くあるべきハ必定ふまは露をか
 さら欺偽ふまへき人の氣質あて假令ひ親しき妹の一命小
 拘るることあても虚言ハつよべかりごとくふ決し裁判
 所へ叫出さるしそは最初より妹の惡事小付てハ一切こは

を知らむと言放しけきハ憐むべきハ妹あり國の咎は如く
 死罪を申渡さむたり
 右の如くへき人ハ眞實を守らんがため小妹の命を救もさ
 ざしと雖とも心中ハ薄情ある小ほとを其死罪小定したる
 と聞き命乞のためろんとん政府へ訴へんより三百余里
 の路を徒跣おて女王の膝下ふ至り事の次第を明白小述べ
 て歎願しけきハ女王もその心中を憐み死罪赦免の沙汰小
 及べり

後の世ふ至り英吉利の文人あるとるまことある者へき
 人の物語を聞き其眞實を守るの義と其妹を思ふの情と感

心して戲作の書中へせんの名を用ひて女武者とふた
 ることあり且其墓所を探り索て大なる石碑を建て碑の銘
 を記して其徳を表したるをもくわるとるをこつとて
 世界の名高き文人ふて大家先生なり斯る貴き身分にて見
 かけぬれば百姓の娘へ厚き禮を奉つるとハ愉快なる事
 とつふべし

童蒙書一へ草巻の四終



